

第2巻 第1号(平成11年7月1日)



ヤーコン研究会発行

ヤーコン研究会会則

第1条 本会はヤ - コン研究会と称する。

第2条 本会は会員相互の親和, 協力を計り, ヤ - コンに関する総合的研究を進め, 技術と利用に関する問題を研究することを目的とする。

第3条 本会の会員は正会員, 学生会員および賛助会員とする。

1. 正会員は本会の趣旨に賛同し, 入会した個人とする。
2. 学生会員は高等学校を卒業し, 修学中の学生とする。
3. 賛助会員は, 本会の事業を賛助するために入会した団体または機関とする。

第4条 本会の事務局は事務局長の所属する機関に置く。

第5条 本会は第2条の目的を達成するために, 次の事業を行なう。

1. 研究会, 講演会の開催
2. 会報の発行
3. その他必要と認める事項。

第6条 本会に次の役員を置く。会長1名, 副会長3名, 事務局長1名, 幹事若干名, 会計監査2名。役員任期は2年とする。ただし, 再任は妨げない。

第7条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は, 本会の運営に関する重要事項について意見を聞くことができる。

第8条 会長, 副会長は総会において推薦する。事務局長, 幹事, 会計監査は会長の委嘱による。

第9条 会長は会務を総括する。副会長は会長を補佐し, 会長支障ある場合これに代わる。事務局長は幹事を統括し, 幹事とともに会長の命を受けて会務を処理する。会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 総会は年1回開催する。必要がある場合は臨時総会を開催することができる。

第11条 総会には, 次の事項を附議する。

1. 役員を選出
2. 事業報告
3. 会計報告
4. その他必要と認める事項

第12条 本会の会費は正会員年2,000円, 学生会員年1,000円, 賛助会員年1口以上(1口10,000円)とする。

第13条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに充てる。

第14条 本会の事業年度は毎年4月1日~翌年3月31日とする。

第15条 本会に入会を希望するものは, 会長あて住所, 職業(所属機関)を記入した入会申込書に1年分の会費を添えて提出する。退会しようとするものは, 会長あて退会届けを提出する。ただし, 退会の場合すでに納めた会費は払い戻さない。

第16条 本会の会則は総会の議を経て変更することができる。

附 則 本会則は平成10年3月1日より施行する。

目 次

ヤーコン研究会会則	表紙裏
第 2 回講演会要旨	1
第 1 回秋季研究会討論会記録	30
平成 10 年度事業報告および平成 10 年度決算	34
平成 11 年度事業計画および平成 11 年度予算	35
情報記事	36
ヤーコン関連新聞記事のスクラップ	
ヤーコンの栽培と美味しい食べ方	
会員名簿（平成 11 年 6 月 1 日現在）	45